

令和2年度介護人材確保育成支援事業業務委託仕様書

1 事業の目的

釧路市内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けている指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人（以下「運営法人」という。）が、当該事業所において介護分野の未経験者で介護に関する資格（介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程修了、介護職員初任者研修修了、介護支援専門員等）を有しない者を雇用し、専属の指導者による介護現場での実習を通して介護職として必要な知識・技術を習得させると共に、介護職員初任者研修の資格を取得させ、介護人材の確保・育成を図ることを目的とする。

2 実施主体

釧路市（以下「市」という。）

3 事業の委託

市は、この事業を運営法人に、予算の範囲内で委託して実施する。

4 委託の期間

委託期間は契約締結日から令和3年3月31日までとする。

ただし、委託期間内において指導訓練対象者1名につき最低でも4か月以上の連続した期間（以下、「指導訓練期間」という。）を確保することとし、当該期間内に介護職員初任者研修資格を取得させることとする。

5 委託事業者の決定・契約等

別紙「令和2年度介護人材確保育成支援事業業務委託に係る実施要領」に基づくものとする。

6 指導訓練対象者の確保

(1) 指導訓練対象者は、介護に関する資格（介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程修了、介護職員初任者研修修了、介護支援専門員等）を有しない者とし、上記5により委託契約を締結した法人（以下「受託法人」という。）は、釧路公共職業安定所（ハローワーク釧路）への求人申し込みを行うものとする。

(2) 受託法人は上記(1)により確保した指導訓練対象者と雇用契約を締結した後、専属の指導者による指導訓練を開始する。

7 委託業務の適正実施

(1) 受託法人が指導訓練対象者を確保できないとき又は最低限必要となる指導訓練期間を確保できない場合には委託契約を取り消す場合がある。

(2) 受託法人は本業務委託契約の締結の日までに業務実施計画を策定し、令和2年度介護人材確保育成支援事業業務委託実施計画書（業務計画第1号様式）を市へ提出するものとする。

(3) 市は、受託法人に対して委託業務の処理状況について随時に調査し、当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(4) 受託法人は、当該指導訓練期間終了後速やかに、平成31年度介護人材確保育成支援事業実績報告書（実績報告第1号様式）に雇用・就業の実績報告書（雇用関係様式第1号）、その他必要書類を添えて、市へ提出するものとする。

8 委託業務の成果基準

最低1名の指導訓練対象者が介護職員初任者研修課程を修了し、かつ、当該指導訓練期間終了後も市内において、介護職として勤務可能な雇用先を確保したことをもって、本委託業務の成果とする。

9 委託料に含まれる経費

市は、予算の範囲内で、この事業の実施に要する次に掲げる経費を委託料として受託法人に支払う。

(1) 指導訓練対象者に対する指導料

(2) 資格取得に係る介護職員初任者研修養成講座受講料

(3) 上記(1)及び(2)に係る消費税及び地方消費税に相当する額

10 委託料の支払い

委託料は精算払とする。

ただし、上記8に定める成果に満たない場合は、別表1のとおり委託料の一部又は全部を減額する。

11 その他

(1) 指導訓練対象者が離職した場合又は目的を達成することができなくなった場合、受託法人は速やかに市に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 受託法人は、当該指導訓練対象者及び指導者について、他の各種助成金（国が実施するもの及び国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

(3) 資格取得に係る養成講座等の受講時間は当該委託業務における指導訓練時間に含むものとする。

(4) 受託法人は、本事業に関する採用関係書類や、帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、委託事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(5) 本事業による指導訓練対象者を、当該業務実施事業所に係る法令等に基づく人員配置基準等における人員へ算入することの適否については、実情に応じて判断するものとする。

なお、算入できる場合における算入対象時間は、当該指導訓練対象者の指導訓練時間のうち、受入事業所において介護実習に従事する時間に限るものとし、養成講座の受講時間は除くものとする。

(6) 受託法人は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守するものと

する。

また、指導訓練対象者は介護分野の未経験者であることから、本事業の訓練期間内においては恒常的な超過勤務等の無いよう、指導訓練対象者の勤務体制に十分配慮するものとする。

(7) 受託法人は、委託期間終了後も指導訓練対象者の勤務先となる市内介護事業所を確保するものとする。

(8) この仕様書に定めのない事項については、令和2年度介護人材確保育成支援事業業務委託に係る実施要領によるほか、受託法人と市が必要に応じて協議するものとする。

別表 1

指導訓練対象者の確保	指導訓練期間	介護職員初任者研修の受講状況	指導訓練期間終了後の就労状況	減額率
確保できない	なし	未受講	—	100%
確保した	4か月以上	研修受講	継続就労	0%
			自己都合離職	5%
			上記以外離職	20%
		研修未受講	継続就労	15%
			自己都合離職	20%
			上記以外離職	35%
	3か月以上 4か月未満	研修受講	—	50%
		研修未受講		65%
	2か月以上 3か月未満	研修受講		60%
		研修未受講		75%
	1か月以上 2か月未満	研修受講		70%
		研修未受講		85%
	1か月未満	研修受講		受講費のみ
		研修未受講		100%